

消防計画

統括防火管理義務対象物 [該当 ・ 非該当]
(*マークは統括防火管理該当の時に適用する。)

1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項 (*及び第8条の2第1項) に基づき、事業所の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ _____ 部分に勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない。

2 管理権原者の責任

- (1) 管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を有する。
- (2) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造や消防用設備等・特殊消防用設備等 (以下「消防用設備等」という。) の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (3) 管理権原者は、消防計画に基づき実施する点検結果等の防火管理業務上必要な書類を編冊し、「防火管理維持台帳」として整理し保管する。

3 防火管理者の業務

防火管理者は、この計画についてすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消火、通報、避難誘導訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主点検の実施又は監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具 (以下「火気使用設備器具」という。) 等の点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修促進を図る。
- (3) 防火対象物の法定点検の立会い [該当 ・ 非該当]
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 増改築、模様替え等の工事の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者や火元責任者等防火管理の業務に従事する者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 地震による被害軽減のための防火施設、避難施設の点検の実施又は監督並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) *統括防火管理者への報告
全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。
- (15) その他防火管理上必要な業務の実施

4 火災予防上の自主点検

- (1) 終業時等の機会をとらえ、次の項目について点検を実施して、結果を別表1に記録する。
- ア 避難口及び避難通路、階段等の避難施設の維持管理
 - イ 防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害
 - ウ ガス器具等のホースの劣化・損傷
 - エ 電気器具の配線の劣化・損傷
 - オ 火気使用設備器具の異常の有無
 - カ たばこの吸殻の処理
 - キ 倉庫等の施錠確認
 - ク 閉店・閉鎖時の火気使用設備器具の確認
 - ケ その他（トイレ等の巡回等。）
- (2) 建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の状況に応じた防火に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表2に記録する。
- (3) 消防用設備等の維持管理に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表3に記録する。（法定点検の実施時期以外で実施すること。）
- (4) 自主点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

点検実施項目	点検実施時期	点検実施者	その他必要事項
別表1 自主点検表（日常）	毎日		
別表2 自主点検表（定期）	月・ 月		
別表3 消防用設備等自主点検表	月・ 月		

5 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

防火対象物定期点検 [該当 ・ 非該当]

- (1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期間内に報告できるよう計画的に点検する。
- *点検は、[建物所有者 ・ 入居している事業所] が実施する。**
- (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、管理権原者は、***【全体についての消防計画に基づく責任の範囲において】**不備について改修の計画を立て、改修を図らなければならない。
- (3) 管理権原者は、点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (4) 管理権原者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」へ編冊し保管する。
- (5) 消防用設備等の法定点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

設備名	機器点検	総合点検	点検実施者（委託業者）
消火器	月・ 月	月	氏名（業者名）
自動火災報知設備			
避難器具			住所
誘導灯			

6 従業員等が守るべき事項

- (1) 避難口及び避難通路、階段等には、避難障害となる物品等を置かないこと。
- (2) 防火戸、防火シャッター付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。
- (4) 火気使用設備器具やその周囲は、定期的に点検・清掃し、可燃物に接近して使用しない。
- (5) 火気使用設備器具を使用する場合はその場を離れないこと。その場を離れるときは、火を消してから離れること。

7 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (3) 倉庫、書庫等は、防火管理者が施錠する。
- (4) 防火管理者は終業時に必ず施錠をする。
- (5) ごみ類は、収集日の朝までごみ集積場には出さない。
- (6) その他必要な事項

8 工事中における安全対策

- (1) 防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ火災予防上必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、報告させること。
- (5) その他必要な事項

9 防火・防災教育及び訓練

- (1) 防火管理者は、従業員・新入社員等に別表4-1、4-2の「防火・防災の手引き」等を活用し、次のとおり防火・防災教育を定期的実施する。

対象者	実施時期、内容
従業員	___月___月の年___回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。
新入社員・パート	採用時又は必要の都度、防火・防災教育を行う。
*全体についての消防計画に定められている統括防火管理者がビル全体で実施する防火・防災教育に参加する。	

- (2) 防火管理者が行う防火に関する訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 *建物全体として実施される総合訓練に参加する。	___月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	___月 ___月

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合の届出
- (2) 消防計画を作成・変更した場合の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を【 1年・3年 】に1回、消防署長に報告する。
- (4) 防火対象物の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。[該当 ・非該当]
- (5) 改装工事等を行う際の「工事中の消防計画」の作成及び届出をする。
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の事前通報

11 防火管理業務の一部委託 [該当 ・非該当]

防火管理に関する業務の一部を別表5のとおりに委託する。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者、防火管理者等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施する。
- (2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者に報告する。

12 自衛消防組織の編成及び任務等

(1) 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表6-1、別表6-2のとおりとし、この別表は、事務所及び休憩室、更衣室等の見やすいところに掲示する。

(2) 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

ア 通報・連絡

- (ア) 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報をするとともに、事務所等へ状況を連絡する。
 - (イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
 - (ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
 - (エ) その他
-
-
-

イ 初期消火

- (ア) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- (イ) 初期消火担当は、近くにある消火器、_____を用いて消火する。

ウ 避難誘導

- (ア) 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
 - (イ) 拡声器、_____を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
 - (ウ) 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
 - (エ) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
 - (オ) その他
-
-
-

エ 応急救護

- (ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
 - (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
 - (ウ) その他
-
-
-

オ 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前エの任務のほか、次の活動を行う。

(ア) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

(イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

(ウ) その他

カ 自衛消防隊の活動範囲

(ア) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(イ) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(ウ) その他

キ その他

13 休日、夜間の防火管理体制

(1) 休日、夜間に在館者がいる場合

ア 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

(ア) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

全員が協力して、消火器、_____を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(ウ) 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、拡声器、_____を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

(オ) その他

(2) 休日、夜間に無人となる場合

ア 休日、夜間において無人となる場合は、_____からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

イ 防火管理者は、建物の収容能力を超えた過剰な人員が入場することがないように、収容人員を適正に管理する。

緊急連絡先

TEL

14 震災対策

(震災に備えての事前計画)

- (1) 地震による被害を軽減するために、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う。
 - ア 別表1「自主点検表(日常)」に基づき、点検を行い、火災予防措置、避難施設の維持管理を実施する。
 - イ 別表2「自主点検表(定期)」に基づき、建物及び建物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (2) 地震による揺れに備え、事務室内、避難通路、出入口等の書架、棚、複写機等のオフィス家具類の転倒、落下及び移動防止の措置を行う。
- (3) 危険物、化学薬品、高圧ガス等(以下「危険物施設等」という。)を貯蔵又は取扱う場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置を講じる。
- (4) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (5) 火災の発生に備え、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認する。
- (6) 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。
- (7) 警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点検など、被害発生の防止措置を実施する。
- (8) 定期的に行う訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図る。

(震災時の活動計画)

- (1) 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは異動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、周囲の状況に応じて、自身の安全を確保すること。
- (3) 地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
 - ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。また、防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、使用の制限を行う。
 - イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消火器、_____を活用し、初期消火を実施する。

15 避難経路図の掲出

避難の経路は、別表7「避難経路図」とし、建物利用者に周知することができる場所に必要に応じ掲出する。

16 付 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。